

令和3年度 ため池の整備に係る地方財政措置の拡充事項

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る地財措置

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による事業の地財措置については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債または補正予算債により措置（充当率100%、交付税措置率50%）

（参考資料1）

(2) 防災重点農業用ため池の整備に係る地財措置

「5か年加速化対策」によらずに、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」により整備する防災重点農業用ため池に係る地財措置は、公共事業等債において措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）

※令和7年度までの5年間の措置であり、その後については、ため池工事特措法の施行の状況等を勘案して、再検討

（参考資料1）

(3) ため池等の浚渫の推進

緊急浚渫推進事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設に、農業用ため池及び貯水能力を有する土地改良施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（令和6年度までの4年間の措置）

※土砂等の除去、樹木伐採等に係る費用（土砂等の除去等の実施に当たり必要となる測量・設計費を含む）、附帯工事費、除去した土砂等の運搬・処理費用、

土砂等の除去や処分等のために必要不可欠な用地取得費が対象

※地方公共団体や土地改良区（県土連含む）が所有または管理する施設について、地方公共団体が事業を実施する場合の負担、

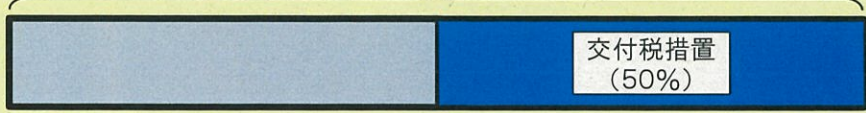
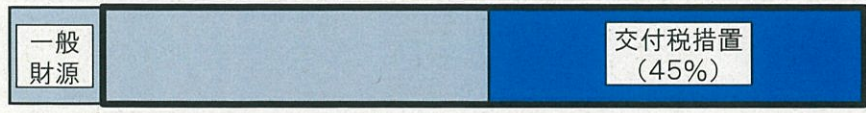
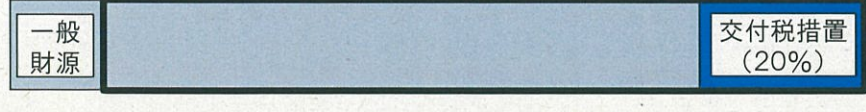
または土地改良区が事業を実施する場合の地方公共団体の助成が対象

（参考資料2）

(4) 緊急自然災害防止対策事業債の延長・拡充

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）を5年間延長（令和7年度まで）するとともに、対象事業を拡充（事業費4,000万円未満の防災重点農業用ため池の整備等）

ため池整備事業の地方負担に対する地方財政措置((1)及び(2)関連)

(現行: 令和2年度まで)	(令和3年度)
【3か年緊急対策】(充当率100%、措置率50%) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置 地方公共団体負担分の100%を起債充当 	【5か年加速化対策】(充当率100%、措置率50%) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置 地方公共団体負担分の100%を起債充当 
【通常の予算】(充当率90%、措置率20%) 公共事業等債※により措置 地方公共団体負担分の90%を起債充当 	【通常の予算】 ①防災重点農業用ため池(充当率90%、措置率45%) 公共事業等債により措置 地方公共団体負担分の90%を起債充当  ※ 「防災重点農業用ため池緊急整備事業」により整備するため池に限る。 ※ 令和7年度までの5年間の措置であり、その後については、ため池工事特措法の施行の状況等を勘案して、再検討する。 ②①以外(充当率90%、措置率20%) 公共事業等債※により措置 地方公共団体負担分の90%を起債充当 

※ 措置率は、地方公共団体負担分に対する交付税措置率
 ※ 非公共事業の市町村負担分については、一般補助施設整備等事業債

緊急浚渫推進事業における対象施設の例（（3）関連）

農業用ため池



貯水能力を有する施設

クリーク※



クリークの水路網

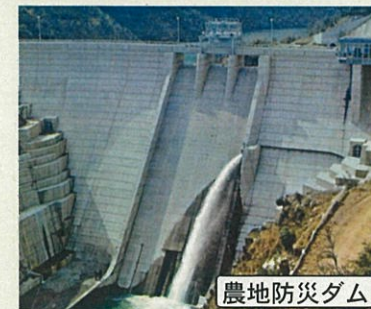
※クリークとは、河川下流部の低平なデルタ地帯に掘削された水路網



農業用ダム



かんがい用ダム



農地防災ダム

調整池



遊水池



防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

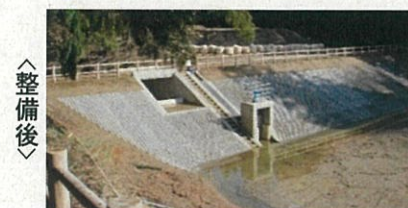
(1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策に位置付けられない「防災重点農業用ため池緊急整備事業」（新設）について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置（充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

＜ため池の防災工事（イメージ）＞



＜整備前＞



＜整備後＞

(2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加（地方財政法を改正）

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

＜ため池の浚渫工事（イメージ）＞



【事業費】

100億円（令和3年度）

※ 令和3～6年度の事業費（見込み）：400億円

（参 考）緊急浚渫推進事業債

＜対 象 事 業＞ 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等

＜地方財政措置＞ 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%

＜事 業 期 間＞ 令和6年度まで

＜事 業 費＞ 1,100億円

2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.8、財政力補正なし）を講ずる

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

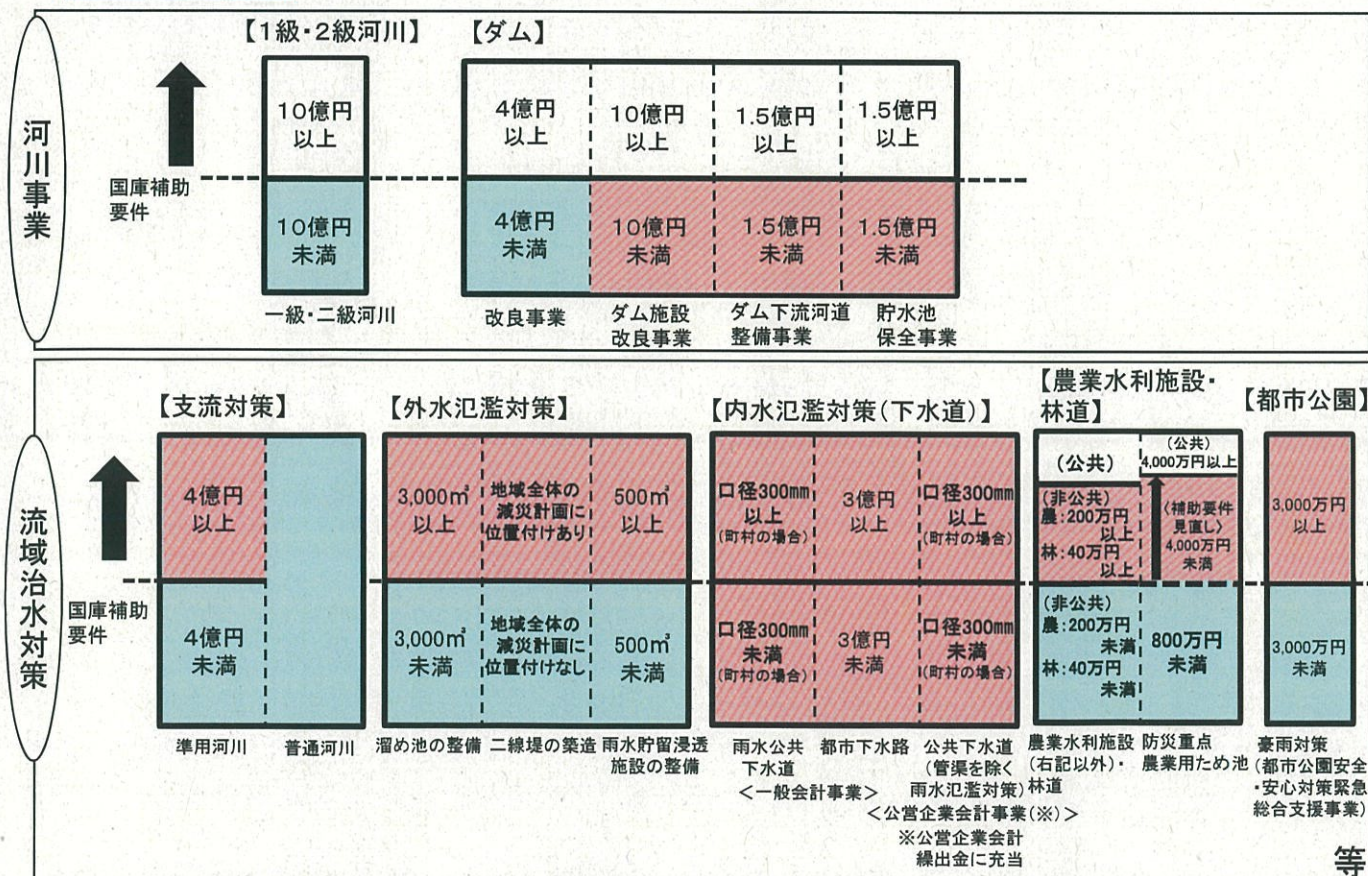
充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

主な拡充内容

現行の対象事業 対象拡充部分



2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加